

## 石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表の公表について

厚生労働省では、16年度以前に石綿による肺がん又は中皮腫の労災認定を受けた労働者が所属していた事業場の名称等を7月29日（第1回）及び8月26日（第2回）に公表した。

公表の趣旨及び労災認定事業場一覧表の概要は以下のとおりである。

### 1 公表の趣旨

労災認定事業場を公表する趣旨は、

- (1) 公表対象事業場でこれまで業務に従事したことがある方に対し、石綿ばく露作業に従事した可能性があることを注意喚起する
- (2) 周辺住民の不安等の社会的関心が高まる中で「周辺住民」となるか否かの確認に役立ててもらう
- (3) 関係省庁及び地方公共団体等における石綿被害対策の取組みに役立ててもらうという観点から有益な情報を広く国民に提供することが重要であり、労災認定事業場一覧表は、そのための情報として欠くことができないものと判断したためである。

### 2 公表対象事業場数

#### (1) 平成17年7月29日（第1回公表分）

平成11年度から平成16年度までの間に労災認定を受けた労働者が所属していた事業場の公表

288事業場 (労災認定件数 426件)

- 公表事業場 234事業場
- 事業場不明 34事業場
- 特別加入者 20人

#### (2) 平成17年8月26日（第2回公表分）

平成10年度以前に労災認定を受けた労働者が所属していた事業場、及び前回「調査中」としていた事業場の公表等

223事業場 (労災認定件数 313件)

- 公表事業場 181事業場
- 事業場不明 25事業場
- 特別加入者 17人

(3) 公表対象事業場数合計 [(第1回公表分+第2回公表分)]

511事業場 (労災認定件数 739件)

- 公表事業場 415事業場
- 事業場不明 59事業場
- 特別加入者 37人

注1) 公表対象事業場数511(公表事業場数415)のうち重複しているものは、32事業場であり、重複しているものを整理すると公表対象事業場数479(公表事業場数383)となる。

注2) 「事業場不明」とは、以下の理由から事業場が特定できなかったためで、その多くは建設の事業に分類される。

- ① 被災者が死亡した後遺族の方から請求された事案で、最終石綿ばく露事業場の情報が入手できず、特定できなかった場合。
- ② 事業場が廃止された後、長期間経過後の発病のため、最終石綿ばく露事業場が特定できなかった場合。
- ③ 建設現場等複数の石綿ばく露作業に従事していたため、長期間経過した時点においては、最終石綿ばく露事業場の特定が困難であった場合。

注3) 「特別加入者」とは、大工、左官など建設の事業を営むものでありながら、団体(事務組合)に雇用されている労働者と見なして、労災保険に特別に加入することが認められている者を表する。

### 3 公表する事業場情報

- (1) 事業場を所轄する労働局及び労働基準監督署の名称
- (2) 事業場の名称
- (3) 石綿ばく露作業状況
- (4) 労災認定件数(肺がん、中皮腫別)
- (5) 事業場における石綿取扱い期間
- (6) 現在の石綿取扱い状況
- (7) 特記事項

#### 4 公表対象事業場の業種別労災認定状況

平成16年度以前の公表対象事業場における業種別労災認定状況は、別紙1「石綿ばく露による肺がん、中皮腫労災認定業種別件数（平成16年度以前全公表対象）」のとおりである。その内訳は、製造業48.6%、建設業43.4%であり、両業種で92.0%を占めている。

さらに、製造業の中では船舶製造業（修理業を含む）、窯業又は土石製品製造業の順で労災認定された事業場が多く、両業種で製造業全体の48.0%となっている。

#### 5 相談窓口の活用等

公表された情報に関する各種問い合わせや労災保険等に関する相談については、引き続き都道府県労働局、労働基準監督署の相談窓口で受け付ける。

また、石綿に係る健康相談については、保健所、労災病院、産業保健推進センター等の相談窓口で受け付けている。

なお、厚生労働省では「過去に在籍していた事業場で石綿作業に従事していた方」及び「現在在籍している事業場で石綿を取り扱う作業等に従事していた、又は従事している方」に対して、石綿（アスベスト）についてのQ&Aや、健康診断の受診勧奨及び健康管理手帳制度、労災補償制度の周知を図るための情報を厚生労働省ホームページ上で公表しているところである。

石綿にさらされる業務による肺がん・中皮腫の労災補償状況

疾 病 名 \ 年 度	~54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4
石綿にさらされる業務による肺がん	18	1	2	7	4	3	7	5	8	7	9	10	10	9
石綿にさらされる業務による中皮腫	1					4	4	9	2	3	10	6	8	14
合 計	19	1	2	7	4	7	11	14	10	10	19	16	18	23

5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	計
11	9	10	15	12	23	17	18	21	22	38	58	354
10	12	13	12	10	19	25	37	34	56	85	128	502
21	21	23	27	22	42	42	55	55	78	123	186	856

## 石綿ばく露による肺がん、中皮腫労災認定業種別件数(平成16年度以前全公表対象)

	事業場数	認定件数		肺がん		中皮腫	
		計	(うち死亡)	計	(うち死亡)	計	(うち死亡)
建設業 計	208	228	176	89	68	139	108
建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	122	134	102	54	42	80	60
既設建築設備工事業	48	50	35	22	15	28	20
機械装置の組み立て据え付けの事業	6	6	6	1	1	5	5
その他の建設事業	32	38	33	12	10	26	23
製造業 計	233	447	374	150	120	297	254
食料費製造業(たばこ等製造業を除く)	1	1	1	0	0	1	1
繊維工業又は繊維製品製造業	4	4	3	1	1	3	2
化学工業	6	7	7	4	4	3	3
ガラス又はセメント製造業	4	11	11	4	4	7	7
窯業又は土石製品製造業	53	181	154	80	67	101	87
金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く)	6	11	9	3	2	8	7
金属材料品製造業(鋳物業を除く)	4	5	5	1	1	4	4
金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びメッキ業を除く)	18	18	13	4	3	14	10
機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計製造業を除く)	20	22	19	6	3	16	16
輸送用機械器具製造業(船舶製造を除く)	19	28	25	4	4	24	21
船舶製造(修理業を含む)	59	108	87	31	21	77	66
上記以外の製造業	39	51	40	12	10	39	30
交通運輸業	1	1	1	0	0	1	1
貨物取扱業	13	13	10	5	5	8	5
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3	3	2	2	1	1
倉庫業、警備業、消毒及び害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1	1	1	0	0	1	1
その他の各種事業	20	46	34	25	17	21	17
合 計	479	739	599	271	212	468	387

(注)事業場数については、前回(7月29日)公表分と今回公表分の事業場について重複しているもの(32事業場)については整理した